

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (農業振興地域の整備に関する法律に基づく交換分合)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税: 義) (国税) (法人事業税、法人住民税: 義 (自動連動)) (地方税)
		②: 上記以外の税目	(所得税: 外) (国税) (住民税: 外 (自動連動)) (地方税)
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)第13条の2第2項に基づいて、市町村が農用地区域内の農地を確保するため特定の交換分合を行う場合に、土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価額との差額の範囲内で圧縮記帳できることとする措置。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法 第65条の10 旧第68条の81(令和4年3月31日まで) : 令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により 廃止(令和4年4月1日施行)</li> </ul>
4	担当部局		農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年4月～8月 分析対象期間: 平成29年度～令和3年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和60年度: 法の交換分合制度の創設時に、併せて恒久措置として創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。</p> <p>政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積(令和12年時点で397万ha)」であり、令和3年の目標値については、基準年(令和元年時点で400.2万ha)から目標年(令和12年)までの期間(11年間)に毎年均等で減少することとして算定し、399.6万haとしている。</p> <p>なお、農林水産大臣は、法第3条の3に基づき、食料・農業・農村基本計画の変更を踏まえ、おおむね5年ごとに「農用地等の</p>

確保等に関する基本指針」を変更することとなっており、令和2年3月31日に食料・農業・農村基本計画が変更されたことを踏まえて、令和2年12月8日に「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更し、農用地区域内農地の面積目標を平成37年（令和7年）の403万haから令和12年の397万haに見直したため、当該達成目標についても見直しを行った。

《政策目的の根拠》

○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(3) 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

② 荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

あわせて、有効かつ持続的に荒廃農地対策を戦略的に進めるため、農地の状況把握を効率的に行うための手法の検討のほか、荒廃農地の発生要因や地域、解消状況を詳細に調査・分析するとともに、有機農業や放牧・飼料生産など多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みの在り方について「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置して総合的に検討し、必要な施策を実施する（令和4年4月1日取りまとめ）。

また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

（目的）

第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

② 政策体系における政策目的の位置付け

[大目標]  
 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

[中目標]  
 2 農業の持続的な発展

[政策分野]  
 ⑦ 農地集積・集約化と農地の確保

③ 達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》  
 本措置の達成目標として、「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和2年12月8日農林水産大臣策定）に掲げた令和12年の農用地区域内農地面積397万haの確保に寄与。  
 令和3年の農用地区域内農地面積の目標については、基準年（令和元年時点で400.2万ha）から目標年（令和12年）までの期間（11年間）に毎年均等で減少することとして算定し、399.6万haとしている。

農林水産大臣は、農振法第3条の3に基づき、食料・農業・農村基本計画の変更を踏まえ、おおむね5年ごとに「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更することとなり、令和2年3月31日に食料・農業・農村基本計画が変更されたことを踏まえて、令和2年12月8日に「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更し、農用地区域内農地の面積目標を見直したため、当該達成目標についても見直しを行った。

前回の事後評価（平成29年度）における当該達成目標は平成37年（令和7年）時点で403万haであったが、令和2年の見直しにより、今回の事後評価における当該達成目標は令和12年時点で397万haとした。

【農用地区域内農地面積目標】

単位：万ha

旧基本指針 (平成27年大臣策定)	平成29年	平成30年	令和元年
	404.5	404.3	404.1

新基本指針 (令和2年大臣策定)	令和2年	令和3年	令和12年
	399.9	399.6	397

※ 令和2年から新基本指針に基づく面積目標を適用。

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、法第13条の2第2項の特定の交換分合を行う場合において、土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で圧縮記帳できることとする措置である。これにより法人等に交換分合に取り組むインセンティブが働き、交換分合が促進されることにより、林地の農用地への開発や農用地区域内農地の転用の抑制が図られ、農用地区域内農地の確保に寄与するものである。</p> <p>※ 特定の交換分合</p> <p>① 林地等交換分合（法第13条の2第2項第1号） 農用地区域内の農用地開発適地としての山林原野について、農用地開発を希望するものと希望しないものを含む地権者間での交換を可能とする。</p> <p>② 協定関連交換分合（法第13条の2第2項第2号） 法第18条の2第1項の認可を受けた施設の配置に関する協定において、農業用施設（畜舎等）の用に供することを予定する区域の土地と区域外の土地の交換を可能とする。</p>												
9 有効性等	① 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：法人</p> <table border="1" data-bbox="595 1037 1410 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29年度 (実績)</th> <th>平成 30年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。  ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。  ※ 適用数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べを採用。</p> <p>特定の交換分合は、市町村が、農業振興地域整備計画の達成に資するため特に必要があると認めるときに実施するものであるが、今回の分析対象期間中においては、取組の実績がなかったところである。</p> <p>しかしながら、本措置は法人等に交換分合に取り組むインセンティブを与え、交換分合の促進を図るものであり、農用地区域内農地を確保するための重要な手段であることから、今後とも措置する必要がある。</p>		平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	適用数	0	0	0	0	0
	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)									
適用数	0	0	0	0	0									

②: 適用額

【適用額】

単位：百万円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	-	-	-	-	-
法人住民税	-	-	-	-	-
法人事業税	-	-	-	-	-

※ 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。

※ 適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べを採用。

本特例措置の適用実績がないことから、適用額の発生はない。

③: 減収額

【減収額】

単位：百万円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	-	-	-	-	-
法人住民税	-	-	-	-	-
法人事業税	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

※ 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。

※ 適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べを採用。

本特例措置の適用実績がないことから、減収額の発生はない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【農用地区域内農地面積の確保状況】

単位：万 ha、%

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
目標	404.5	404.3	404.1
実績	401.8	400.9	400.2
達成率	99.3	99.2	99.0

※ 平成 29 年度～令和元年度の目標値は、旧基本指針（平成 27 年大臣策定）に基づく面積目標を適用。

単位：万 ha、%

	令和 2 年度	令和 3 年度
目標	399.9	399.6
実績	399.6	399.1
達成率	99.9	99.9

※ 令和 2 年度～3 年度の目標値は、新基本指針（令和 2 年大臣策定）に基づく面積目標を適用。

※ 令和 3 年度の実績値及び達成率は、暫定値。

※ 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。

上記の通り、分析対象期間における農用地区域内農地面積の確保状況については調査中の令和 3 年度を除き、達成率が 90%以上となっており目標を達成している。本特例措置の活用も図りながら本措置の達成目標である令和 12 年の農用地区域内農地面積 397 万 ha の確保の目標の達成を目指す。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置は、法第 13 条の 2 第 2 項の特定の交換分合を行う場合において、土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で圧縮記帳できることとする措置である。これにより法人等に交換分合に取り組むインセンティブが働き、交換分合が促進されることにより、林地の農用地への開発や農用地区域内農地の転用の抑制が図られ、農用地区域内農地の確保に寄与するものである。

※ 特定の交換分合

① 林地等交換分合（法第 13 条の 2 第 2 項第 1 号）

農用地区域内の農用地開発適地としての山林原野について、農用地開発を希望するものと希望しないものを含む地権者間での交換を可能とする。

		<p>② 協定関連交換分合（法第13条の2第2項第2号） 法第18条の2第1項の認可を受けた施設の配置に関する協定において、農業用施設（畜舎等）の用に供することを予定する区域の土地と区域外の土地の交換を可能とする。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>農地は農業生産の基盤であり、国民への食料の安定供給及び食料自給率向上の観点から、適切に確保していく必要がある。</p> <p>本措置は、租税特別措置により特定の交換分合を促進し、優良農地である農用地区域内農地を確保するものであり、国民への食料の安定供給及び食料自給率向上に資するものであることから、税収減を是認する効果がある。</p> <p>今回の分析対象期間中においては実績がなかったところであるが、農用地区域内農地を確保するための重要な手段であると考えている。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、農地の所有権移転を促進、支援するための措置である。仮に補助事業で措置することとした場合、土地の売買代金を補助金で支援するなどの手法が考えられるが、土地の取得に係る経費を補助するような事業は想定し難い。</p> <p>農地の所有権移転を円滑に進めるためには、農地の所有権移転に伴う税負担を確実に軽減することが効果的であることから、当該年度の税負担を軽減し、国等の予算額に左右されない租税特別措置によることが妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、市町村の発意による交換分合計画の策定を後押しし、市町村の農用地区域内の農地の確保につながるものであることから、地方公共団体が協力するのは適当である。</p>
11	有識者の見解	<p>—</p>
12	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は、適切な土地利用を実現するための交換分合等に係る税制の特例を講じるものであり、他の支援措置はなく、農村における良好な営農環境の確保や秩序ある土地利用の形成のためには今後とも必要であり、引き続き継続すべきである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成29年4～8月</p>